

青梅市地域共生社会推進審議会委員の選出について

1 経緯について

青梅市成年後見制度利用促進基本計画を含む福祉関連の計画を包含した地域福祉総合計画を令和6年3月に策定しました。

青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること等を所掌する青梅市地域共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を4月に設置し、青梅市における福祉に関する計画との連携を図ることから、関係する附属機関の委員のうち各1名を審議会委員として選出することとしました。

2 成年後見制度利用促進審議会代表者の選出

上記の経緯から、成年後見制度利用促進審議会から代表者を1名選出して、審議会に出席いただきます。なお、審議会の第1回会議については、5月30日（金）に開催を予定しています。

青梅市地域共生社会推進審議会、関係委員会における所管事項および委員構成

会議体名称	所管事項	委員構成	委員数
青梅市地域共生社会推進審議会	(1) 青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関する事 (2) 次に掲げる計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定および変更に関する事。 ア 青梅市地域福祉計画 イ 青梅市重層的支援体制整備事業実施計画 ウ 青梅市再犯防止推進計画 (3) 地域福祉計画等の円滑な実施に関する事。	(1) 学識経験者 1人 (2) 次に掲げる付属機関の委員 4人 ア 青梅市成年後見制度利用促進審議会 イ 青梅市介護保険運営委員会 ウ 青梅市障害者計画等審議会…条例化 エ 青梅市子ども・子育て会議…名称変更 (3) 市民 4人以内 (4) 地域団体の代表者 4人 (5) 福祉関係者 2人	15人以内
青梅市成年後見制度利用促進審議会	(1) 成年後見制度の利用の促進に関する事。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関する事。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関する事。	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青梅市介護保険運営委員会	(1) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の策定および変更に関する事。 (2) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の円滑な実施に関する事。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関する事。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項	(1) 被保険者の代表 4人以内 (2) 事業者の代表 4人以内 (3) 保健・医療関係者 4人以内 (4) 学識経験者 2人以内	14人以内
青梅市障害者地域自立支援協議会	(1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関する事。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関する事。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関する事。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価する事。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関する事。 (6) 社会資源の開発および改善に関する事。 (7) その他協議会において必要と認める事。	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青梅市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青梅市長が必要と認める者	20人以内
青梅市障害者計画等審議会	(1) 障害者計画等の策定および変更に関する事。 (2) 障害者計画等の円滑な実施に関する事。	(1) 学識経験者 1人 (2) 障がい者およびその家族 5人以内 (3) 保健・医療関係者 2人以内 (4) 指定障害福祉サービス事業者 2人以内 (5) 民生・児童委員 1人 (6) 学校教育関係者 1人 (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の委員 1人	13人以内
青梅市子ども・子育て会議	(1) 市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定および変更に関する事項その他子ども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、答申する事。 (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。	(1) 学識経験者 2人 (2) こどもの保護者 2人以内 (3) 事業主を代表する者 1人 (4) 労働者を代表する者 1人 (5) 子ども施策に関する事業に関係する者 7人以内	13人以内

各付属機関の代表者が審議会委員となる

